

中部歴史まちづくりに関する合意書

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）（以下「歴史まちづくり法」という。）第5条の規定に基づき、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた高山市、亀山市、犬山市、恵那市、美濃市、明和町及び岐阜市（以下「認定市等」という。）は、中部地方における歴史まちづくりの取組の推進に関し、国土交通省中部地方整備局の立会いのもと、次のとおり合意する。

（目的）

第1条 本合意書は、歴史的文化的資産が日本国民共有の資産であるとともに、その保存・継承・再生を通じて、我が国固有の文化力の向上、郷土意識の醸成、地域の活性化等に大きく貢献するものであるという認識のもと、認定市等の連携・協力により、歴史まちづくりの取組を拡がりをもって推進し、もって中部地方における魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（情報の交換）

第2条 認定市等は、常日頃から、それぞれの地域における歴史まちづくりの取組に関する情報交換を行うとともに、相互に連携・協力するよう努めるものとする。

（情報の提供及び知見を有する者の派遣）

第3条 認定市等は、歴史まちづくりの取組の実施に当たり、他の認定市等が有する歴史まちづくりに関する知見その他の情報を必要とするときは、当該認定市等に対し、知見その他の情報の提供を求め、又は知見を有する者の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた認定市等は、当該求めに応ずるよう努めるものとする。

（観光交流の推進のための取組）

第4条 認定市等は、それぞれの地域における観光交流の推進を図るため、相互に連携・協力して、次に掲げる取組を行う。

- (1) 観光交流に関する情報の提供及び観光宣伝活動の実施
- (2) 観光交流に関する行事等の実施
- (3) 観光交流関係者のネットワークの形成
- (4) その他観光交流に関する取組

（歴史的文化的資産が災害等による被害を受けた場合における応援）

第5条 認定市等の区域内に存在する歴史的文化的資産が災害等による被害を受けた場合、他の認定市等は、当該歴史的文化的資産の復旧のため、次に掲げる応援を行うよう努めるものとする。

- (1) 歴史的文化的資産の復旧に関する知見その他の情報の提供
- (2) 歴史的文化的資産の復旧に関する知見を有する者の派遣
- (3) 歴史的文化的資産の復旧のために必要な建築資材等の提供
- (4) 災害等のあった認定市等の区域内に存在する歴史的文化的資産の一時避難の受入れ
- (5) その他歴史的文化的資産の復旧に関する取組

（合意書の改廃等）

第6条 本合意書の改正又は廃止に当たっては、その都度、認定市等が協議し、国土交通省中部地方整備局に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本合意書の締結後、歴史まちづくり法第5条の規定に基づき歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村の追加があったときは、新たに追加となる市町村の同意を得て、本合意書の締結主体の追加を行うことができる。

本合意の成立を証するため、本合意書7通を作成し、認定市等の長が署名の上、認定市等が各1通を保有する。

平成25年10月17日

高山市長

岡島秀明

亀山市長

鶴子達也

犬山市長

田中志典

恵那市長

可知義明

美濃市長

石川道政

明和町長

中井幸光

岐阜市長

須田江茂光

立会人

中部地方整備局長

梅山和成